

【届出にあたっての注意事項】

- 1 児童を養育する父母のうち生計中心者（継続的に所得が高く、児童を税法上扶養している人や児童と同一の健康保険に加入している人）が請求者となります。
- 2 「住所」の欄は、請求者が個人である場合は住民票上の住所を、法人である場合は主たる事務所の所在地を記入してください。
- 3 「性別」、「生年月日」、「本年1月1日時点の住所」、「勤務先名」、「勤務先電話番号」、「配偶者の有無」、「配偶者の氏名」、「配偶者の勤務状況」、「年金の加入状況」の欄は、請求者が法人である場合は記入する必要はありません。
- 4 「配偶者の氏名」及び「配偶者の勤務状況」の欄は、「配偶者の有無」の欄で「有」を選んだ場合に記入してください。なお、配偶者には児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、請求者と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含みます。
- 5 「支給要件児童」の欄は、請求者が事実上養育（監護し、かつ生計を同じくするか又は生計を維持することをいいます。以下同様です。）する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある全ての子について、記入してください。
- 6 児童が海外に留学している場合は、「特記事項」の欄に、いつから留学しているか（出国した年月）を記入してください。
- 7 「同居・別居の別」の欄は、請求者と児童の住民票上の住所が同じであれば「同」を○で囲んでください。また、請求者と児童の住民票上の住所が異なる場合は「別」を○で囲み、児童の住所を記入してください。
- 8 「監護の有無」の欄は、同居・別居を問わず、児童を監護している場合（児童の生活について社会通念上必要とされる監督、保護を行っている場合）は「有」を○で囲んでください。
- 9 「生計関係」の欄は、次によって記入してください。
 - ①「同一」は、児童が請求者自身の子である場合や請求者が未成年後見人又は父母指定者である場合で、請求者がその児童と生計を同じくしているときに○で囲んでください。
 - ②「維持」は、児童が請求者自身の子でない場合で、請求者がその児童の生計を維持しているときに○で囲んでください。
- 10 「年金の加入状況」の欄は、請求者の認定請求の日における公的年金制度の加入状況について、次により記入してください。
 - ①加入している公的年金制度について、「ア」から「カ」までのいずれか該当するものを○で囲んでください。「カ」を○で囲んだ場合は、（ ）内にその年金制度の名称を記入してください。
 - ②「ア」を○で囲んだ場合で、第四種被保険者又は高齢任意加入被保険者（これらの者が保険料を自ら全額負担している場合に限り、）であるときは、当該欄の余白に「四種」又は「高任」と記入してください。
- 11 「支払希望金融機関」の欄は、請求者名義の口座を記入してください。児童や配偶者名義の口座は登録できません。
- 12 この請求書には、次の書類を添えて提出してください。
 - ① 厚生年金等に加入している場合
 - ・請求者本人の健康保険証の写し
※国家公務員共済、地方公務員共済に加入の方は必ず請求者本人の保険証をご持参ください。配偶者の保険証、お子様の保険証では受付できません。国民年金に加入している場合は不要です。
 - ② 5月～12月に認定請求をされる方で、請求者が本年1月1日に他の市区町村に住所を有していた場合
 - ・請求者本人及び配偶者の児童手当用所得証明書（前年中のもの）
※ 本年1月1日現在の住所地の市区町村役場からお取り寄せください。
 - ③ 1月～4月に認定請求をされる方で、請求者が前年1月1日に他の市区町村に住所を有していた場合
 - ・請求者本人及び配偶者の児童手当用所得証明書（前々年中のもの）
※ 前年1月1日現在の住所地の市区町村役場からお取り寄せください。
 - ④ 請求者と支給要件児童の住民票上の住所が異なる場合
 - （ア）児童の住所が白山市内の場合…**監護養育・生計同一事実の申立書**
 - （イ）児童の住所が白山市外の場合…**監護養育・生計同一事実の申立書**
※児童の住所地の市区町村役場からお取り寄せください。
 - ⑤ 支給要件児童のうち請求者自身の子でない児童がある場合
 - ・監護養育・生計維持事実の申立書
 - ⑥ 児童が海外に留学している場合
 - ・「海外留学に関する申立書」及び当該児童が日本国内に住所を有しなくなった日の前日まで引き続き3年を超えて日本国内に住所を有し、教育を受けることを目的として外国に居住していることを明らかにすることができる書類（留学先の学校における在学証明書、従前在籍していた国内の学校における在学証明書など）
 - ⑦ 請求者が未成年後見人である場合
 - ・戸籍謄本
 - ⑧ 請求者が父母指定者である場合
 - ・父母指定者指定届 及び 当該事実を明らかにすることができる書類（父母の海外居住証明書など）
 - ⑨ 生計を同じくしない配偶者等と別居し、児童と同居している場合
 - ・受給資格申立書 及び 当該事実を明らかにすることができる書類（事件係属証明書、調停期日通知書など）